

令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）

3回目募集採択者の方へ

令和4年7月22日

1 今後の事務手続き等

(1) 実績報告書の提出（事業主体→市町村→県）

すべての事業が完了した後、補助金の支払いのために、実績を報告するもの。

○提出期限：事業完了（納品、代金支払済み）から1か月以内に市町村へ提出

（県補助金交付規則第12条による）

※県では受付をまとめるため、2か月に1回程度の期限を設ける

市町村への中間提出期限：令和4年10月7日

※最も遅いケースで令和4年12月20日（火）までに提出

○提出書類：別紙の実績報告チェック表を確認して、ご準備ください。

(2) 概算払請求を行う場合（事業主体→市町村→県）※完了前の支払いが必要な者

補助金の支払いは、基本的に実績報告書に基づいた精算払いですが、事業遂行上必要な場合は、概算払いを行います。

○提出期限：2か月に1回程度受付（別紙スケジュール一覧参照）

○提出書類：事業概算払請求書（交付要綱_別記様式第6号）

※概算払を受けた場合でも事業完了（実績報告書提出）は令和4年12月20日まで

(3) 達成状況報告（ハードのみ）

○提出期限：令和4年産が拡大目標年；令和5年1月末までに市町村へ提出

令和5年産が拡大目標年（麦、たまねぎ等）：令和5年9月末までに市町村へ提出

○提出書類：達成状況報告書（実施要領_別紙3）

2 スケジュール表

○基本スケジュール（最も遅い場合のスケジュール）

日 程	内 容
令和4年7月	計画認定・交付決定（県⇒（市町村）⇒農業者）
事業完了後1か月以内（県補助金 交付規則第6条） 【最も遅いケース】 令和4年12 月20日（火）まで	実績報告（農業者⇒市町村） <u>※納品，農業者による支払が終わっていること。</u>
	実績報告受理後，県は履行調査を行い補助金額の確定及び 補助金の交付を行う。（2か月に1回程度の受付期限を設け る。）
（最も遅いケース） 令和4年12月28日（水）まで	実績報告（市町村⇒県地方振興事務所）
令和5年1月中旬	（県地方振興事務所による履行確認）
令和5年1月27日（金）	実績報告の進達（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
令和5年2月	額の確定（県⇒（市町村）⇒農業者）
令和5年2月	補助金交付（県⇒[直接]⇒農業者）

※原則として上記の清算払い（実績報告後に補助金交付を行う）を実施するが，必要に応じて概算
払にも対応する。

■申請等に必要な書類は下記ホームページよりダウンロードしてご活用ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/sakutuketenkan.html>